

協賛企業

暴力団離脱者の受け入れ企業

募集

暴力団離脱者の社会復帰対策支援にご協力ください。

暴力団離脱者の社会復帰対策の推進

暴力団を壊滅するためには、構成員を一人でも多く暴力団から離脱させ、その社会復帰を促すことが重要です。

(公財)京都府暴力追放運動推進センター(以下「暴追センター」)は、京都府警察などの関係機関と連携して「京都府暴力団離脱・社会復帰対策協議会」を設立し、暴力団からの離脱に関する相談対応、離脱を促進するための教育活動、就労支援などの社会復帰対策及びフォローアップ体制の充実に関する効果的な施策を推進しています。

協賛企業の募集

協賛企業は、暴力団離脱者を雇用する意思を有する事業者として「京都府暴力団離脱・社会復帰対策協議会」に登録された事業所です。

現在は、建設業、運送業、清掃業及び介護職などの事業所が協賛企業に登録されていますが、暴力団離脱者を雇用していただく協賛企業はまだ不足しています。

社会貢献のため、協賛企業に登録して暴力団離脱者を雇用したいとお考えの方は、暴追センター又は警察本部までご相談ください。



協賛企業登録までの手続き



1
連絡

暴追センター又は
警察本部に
申込み希望の連絡

2
面接

暴追センター及び
警察本部担当者
との面接

3
書類
提出

協賛企業登録申込書
など関係書類の提出

4
審査
決裁

京都府暴力団離脱・
社会復帰対策協議会
の審査・決裁

5
協賛企業に登録

暴追センターが行う社会復帰対策支援事業について

暴力団離脱者を雇用する協賛企業への支援事業

■ 離脱者雇用給付金 ・—— 最大15万円

暴力団離脱者を雇用した協賛企業に対して、
雇用開始から3箇月経過後に最大5万円、1年経過後に最大10万円を支払います。

■ 離脱者雇用事業所損害見舞金 ・—— 累計最大100万円

暴力団離脱者を雇用した日から、最長1年間、暴力団離脱者から被った損害のうち
一定の条件を満たすものについて、損害ごとの上限額の範囲内で見舞金を支払います。

支給例

業務上の損害、犯罪行為による損害の場合 ～最大50万円～

住宅関連費用、資格等取得費用等に関する損害の場合 ～最大30万円～

暴力団離脱者の就労及び就労継続への支援事業

■ 支援金 ・—— 最大10万円

暴力団離脱者の入れ墨消去の治療費や手指欠損の補助装具購入費など、協賛企業への
就労及び就労継続に必要な費用などのうち一定の条件を満たす場合に、
各支給対象の上限額の範囲内で支援金を支払います。

暴力団離脱・協賛企業に関する相談窓口

(公財) 京都府暴力追放運動推進センター 京都府警察本部組織犯罪対策第二課

☎ 075-451-8930 ☎ 075-451-9111



暴力団追放三ない運動+1

暴力団を
利用しない!

暴力団を
恐れない!

暴力団に
お金を出さない!

暴力団と
交際しない!

京 都 府 警 察 本 部
(公財) 京都府暴力追放運動推進センター